

市税のコンビニ納付がスタート



【市税・保育料・住宅使用料】

4月から、市税・保育料・住宅使用料が、金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）に加えて、全国のコンビニエンスストア（コンビニ）で365日、24時間納付できるようになりました。仕事などで、お忙しい方はぜひご利用ください。

納付できる税

●市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）

●保育料

●へき地保育所使用料

●住宅使用料

納付方法

納付書に表記されたコンビニのレジへ、バーコードが印字された納付書と現金を添えて出してください。コンビニでの納付に手数料はかかりません。

コンビニ納付ができない場合

- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- 金額が訂正されたもの
- バーコードがないものや、傷や汚れなどによりバーコードを読み取れないもの

●納付書の記載金額に満たない一部の納付を希望される場合

●小切手や約束手形など、現金以外の納付

※3月31日までに発行済みの納付書は、4月以降も引き続き市内の金融機関でご利用いただけます。コンビニで税などを納付していただく場合、庄原市が納付確認を要するの日に数がかかります

【市税】 税務課収納係

☎0824-73-11145

【保育料】 女性児童課児童福祉係

☎0824-73-11192

【住宅使用料】 都市整備課管理係

☎0824-73-11172

減免申請は毎年必要です 固定資産税・軽自動車税

税務課資産税係 ☎0824-73-11144

次に該当する場合は、固定資産税・軽自動車税の減免を受けることができます。

減免を受ける方は、毎年、納期限の7日前までに税務課または各支所へ減免申請書を提出してください。第1期の納期限は6月1日（月）です。

【減免を受けられる固定資産】

1. 生活のための公私の扶助を受けている人が所有する固定資産
 2. 公益のために直接専用する固定資産（有料の場合を除く）
 3. 災害などにより著しく価値が減少した固定資産 など
- 申請に必要な書類など

- ① 減免申請書
- ② 印鑑
- ③ その他減免を必要とする理由を証明する書類

【減免を受けられる軽自動車】

1. 生活のための公私の扶助（生活保護など）を受けている人が所有する軽自動車

2. 身体や精神に障害があり、歩行が困難な人が所有し運転する軽自動車
3. 身体や精神に障害があり、歩行が困難な人のために生計を一にする人が所有し運転する軽自動車
4. 身体障害者などの利用にもつぱら供するため、車椅子の固定装置や昇降装置などの特別な構造変更がされている軽自動車

※自動車税（県税）の減免を受けられる場合は、軽自動車税の減免は受けられないことができません。

申請に必要な書類など

- ① 減免申請書
- ② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- ③ 運転免許証・印鑑・車検証
- ④ その他減免を必要とする理由を証明する書類

